

## 法定給付サービスの自己負担金一覧【予防専門型通所サービス】

(令和元年10月1日から)

千種区在宅サービスセンター

お客様の自己負担金（基本料金）は、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に定められたサービス料金のうち、介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた金額となります。

### 【基本料金】予防専門型通所サービス（月あたり）

	週 1 回 利 用			週 2 回 利 用		
	負担 1 割	負担 2 割	負担 3 割	負担 1 割	負担 2 割	負担 3 割
事業対象者	1,768 円	3,535 円	5,303 円			
要支援 1 の方	1,768 円	3,535	5,303 円			
要支援 2 の方	1,768 円	3,535 円	5,303 円	3,624 円	7,248 円	10,872 円

※上記金額は月額定額制ですが、月の途中からの利用開始や途中で利用終了した場合は、日割りでの請求になります。また、以下に当てはまる場合も日割りで請求いたします。

- 利用月途中に要支援又は事業対象者から要介護に変更となった場合
- 利用月途中に市内での転居により事業所を変更した場合
- 利用月途中に生活保護の適用となった場合

【参考】日割り計算時の単価

負担割合	週 1 回の利用	週 2 回の利用
1 割の方	58 円	120 円
2 割の方	116 円	240 円
3 割の方	173 円	359 円

【加算料金】

下記のサービスを追加でご利用される場合は、基本料金に上乘せされます。

区 分	要支援 1・2 の方		
	負担 1 割の方	負担 2 割の方	負担 3 割の方
入浴	基本料金に含まれています		
運動器機能向上※	241 円(月あたり)	481 円(月あたり)	721 円(月あたり)
口腔機能向上	161 円(月あたり)	321 円(月あたり)	481 円(月あたり)
若年性認知症受入加算	257 円(月あたり)	513 円(月あたり)	769 円(月あたり)
選択的サービス複数実施加算 I	513 円(月あたり)	1,026 円(月あたり)	1,538 円(月あたり)

※運動機能向上・口腔機能向上を 1 ヶ月に複数ご利用された場合は、選択的サービス複数実施加算 I（2 種類利用の場合）に掲げる金額をご負担いただくことになります。

サービス提供体制 強化加算Ⅰ（イ）	事業対象者 要支援1	77円(月あたり)	154円(月あたり)	231円(月あたり)
	要支援2	154円(月あたり)	308円(月あたり)	462円(月あたり)

※サービス提供体制加算Ⅰ（イ）は、雇用している介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上の事業所に加算されるもので、当事業所は該当となっております。ただし、その割合が一定の基準を下回った場合は請求することはありません。

基本料金と加算減算料金を合計したものに、介護職員処遇改善加算 59/1000、介護職員等特定処遇改善加算として 12/1000 の合計数を乗じた額が法定給付サービスの自己負担金となります。なお、端数処理の関係で金額が多少変わることがあります。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善とは、介護サービス従事者の処遇を改善する目的で国が創設したもので、算定基準を満たす事業者に加算されます。